

## 女性の活躍企業認証Q & A

### 【1 申請書】

Q 1 - 1 県内に「A事業所」と「B事業所」があるが、認証の対象は、各事業所単位か。

A 1 - 1 各事業所単位で申請しても、主たる事業所で一括申請しても、どちらでも結構です。

Q 1 - 2 A事業所で提出する場合、「雇用の状況」はA事業所の状況でいいのか。

A 1 - 2 会社の規模を確認したいため、会社全体の状況を記入してください。

### 【2 必要な添付書類】

Q 2 - 1 「就業規則」は必要か。

A 2 - 1 就業規則を定めていることが認証の要件ですので、申請に当たっては就業規則の添付が必要です。

但し、次のいずれかの添付資料を提出する場合は、「就業規則」本体の添付を省略することができます。

| 添付資料                         | 対象  |
|------------------------------|---|
| ファミリー・フレンドリー企業登録証の写し         | 愛知県ファミリー・フレンドリー企業                           |
| 就業規則の表紙（労働基準監督署の届出印があるもの）の写し | 常時10人以上の従業員を使用する場合<br>(労働基準法に基づき届出義務があります。) |

### 【3 確認シート】

Q 3 - 1 「B」の3項目について、募集・採用拡大、職域拡大、登用、育成（能力向上）の3つから1項目ずつ申請する必要がありますか。

A 3 - 1 募集・採用拡大、職域拡大、登用、育成（能力向上）の3つから1項目ずつ選ぶ必要はありません。例えば、募集・採用拡大で2項目、登用、育成（能力向上）で1項目といった申請も可能です。

Q 3 - 2 提出書類のうち「5年前と現在の人数」はどのような書類が必要か。

A 3 - 2 社内資料で、女性正社員数の推移がわかるものを添付してください。

Q 3 - 2 提出書類のうち「過去3年以内の事例」はどのような書類が必要か。

A 3 - 2 社内規程がない場合は、事例のわかる資料を添付してください。

なお、貴社の事例が取組に該当するか迷われた場合や、提出する資料にご不明な点がある場合は、男女共同参画推進課に事前に相談してください。

【4 その他】

Q 4 申請書はどのように提出すればよいですか。

A 6 郵送又は持参してください。

〒460-8501

愛知県名古屋市中区三の丸 3-1-2 (愛知県本庁舎 1 階)

愛知県県民生活部男女共同参画推進課 女性の活躍促進グループ

※持参による場合は、業務時間内 (平日午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分  
まで) に限ります。